

高知県貨客混載推進検討会 全体会

次 第

日時：平成 29 年 11 月 30 日(木) 13 時 30 分～

場所：高知会館 3 階「平安」

開 会

1 主催者あいさつ

高知県中山間振興・交通部長

2 出席者紹介

3 説明・協議事項

- (1) 本県における中山間地域の現状と対策について
- (2) 貨客混載に係る規制緩和の動きについて
- (3) 本県で取り組む貨客混載の目指す方向性について
- (4) 今年度に検討を進める地域について
- (5) 今後の進め方とスケジュールについて

4 連絡事項

閉 会

<配布資料>

資料 1 「高知県貨客混載推進検討会 全体会 資料」

資料 2 「H29 年度 貨客混載推進検討地域」

委員提出資料 「愛媛県内の自転車旅に新たな手ぶら観光サービス「バスパ」を開始」ほか（佐川急便株式会社四国支店 提出）

「高知県貨客混載推進検討会 全体会」 委員等 名簿

【構成員】

団体名	委員	代理出席者
佐川急便株式会社 四国支店	支店長 大澤 通隆	—
日本郵便株式会社 四国支社	郵便・オペレーション部長 久竹 敦夫	(欠席)
ヤマト運輸株式会社 高知主管支店	主管支店長 兼平 貴寛	—
安芸市	総務課長 植野 浩二	企画調整課長 野川 哲男
大川村	むらづくり推進課長 明坂 健喜	—
梶原町	総務課長 二宮 健志	企画財政課 まち・ひと・しごと 創生総合戦略推進室長 山本 和正
三原村	産業建設課長補佐 阿部 あけみ	—
高知県	中山間振興・交通部副部長 中村 剛	(欠席)
	中山間振興・交通部中山間地域対策課長 大崎 和幸	—

【オブザーバー】

団体名	職 氏名
四国運輸局	交通政策部 交通企画課長 小川 剛史
	高知運輸支局 首席運輸企画専門官 廣田 敦

【事務局等】

団体名	職 氏名
高知県 中山間振興・交通部 交通運輸政策課	課長 濱田 憲司
	チーフ(地域交通担当) 堅田 俊宏
高知県 中山間振興・交通部 中山間地域対策課	課長補佐兼チーフ 山崎 昌宏
	主幹 武本 多喜雄
	主事 高尾 亮次
えこ・まち研究室	代表 土居 貴之

高知県貨客混載推進検討会 会則

(名称)

第1条 本会は、高知県貨客混載推進検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、地域の実情に合った多様で効率的な人流・物流のネットワークを構築するために、貨客混載の規制緩和を活かした取り組みを検討、推進することを目的とする。

(検討会の構成員)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうち、前条の目的に賛同する団体で構成する。平成29年度の構成員は、別記に掲げる団体及び高知県とする。

- (1) 貨物事業者
- (2) 旅客事業者
- (3) 市町村
- (4) 集落活動センター、特定非営利活動法人などの当該地域で活動する団体
- (5) その他、前条の目的に賛同する者

2 前条の目的を達するために必要と認められる場合は、構成員を追加することができる。

(検討会の会議)

第4条 検討会の会議は、全体会及び地域部会とする。

(全体会)

第5条 全体会は、構成員全体での協議や情報共有が必要な事項がある場合に開催し、高知県が主宰する。

(地域部会)

第6条 地域部会は、貨客混載の取り組みを検討しようとする地域ごとに設置し、高知県が主宰する。

2 地域部会は、当該地域において次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 貨客混載を推進するために必要となる事項の調査
- (2) 貨客混載を推進するための方法の検討
- (3) 貨客混載に係る事業スキーム案の取りまとめ
- (4) その他、貨客混載を推進するための必要と認められる事項

- 3 地域部会の設置期間は、設置の日から設置の日の属する年度の3月31日までとする。但し、地域部会が必要と認める場合は、設置の期間を延長することができる。

(委員)

第7条 全体会及び地域部会において協議を行うため、各々の会議に委員を置く。

- 2 全体会の委員は、構成員ごとに、その代表者が指名する者をもって充てる。
- 3 地域部会の委員は、地域ごとに、本会の構成員が推薦する第3条第1項各号の団体の代表者が指名する者をもって充てる。

(オブザーバー)

第8条 全体会及び地域部会において、専門的な立場からの助言を得るために、次に掲げる者をオブザーバーとすることができる。

- (1) 四国運輸局
- (2) その他、特に知事が必要と認める者

(事務局等)

第9条 検討会の会議を進行するため、全体会及び地域部会に座長を置くこととし、高知県の委員をもって充てる。

- 2 検討会の事務を処理するため、高知県中山間振興・交通部中山間地域対策課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、高知県において別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成29年11月27日から施行する。

(地域部会の設置日)

- 2 地域部会は、初回の会議の開催日を設置の日とする。

〔別記〕

佐川急便株式会社 四国支店
日本郵便株式会社 四国支社
ヤマト運輸株式会社 高知主管支店
安芸市
大川村
梶原町
三原村

高知県貨客混載推進検討会 全体会 資料

平成29年11月30日

高知県中山間振興・交通部 中山間地域対策課

高知県における中山間地域の現状と対策

真っ先に人口減少・高齢化社会に突入した高知県

人口減少の負のスパイラル

経済規模の縮小
若者の県外流出

過疎化・高齢化の
同時進行

特に
中山間地域の衰退

少子化の加速

さらなる
人口減少の危機!

●人口が全国に15年先行して自然減

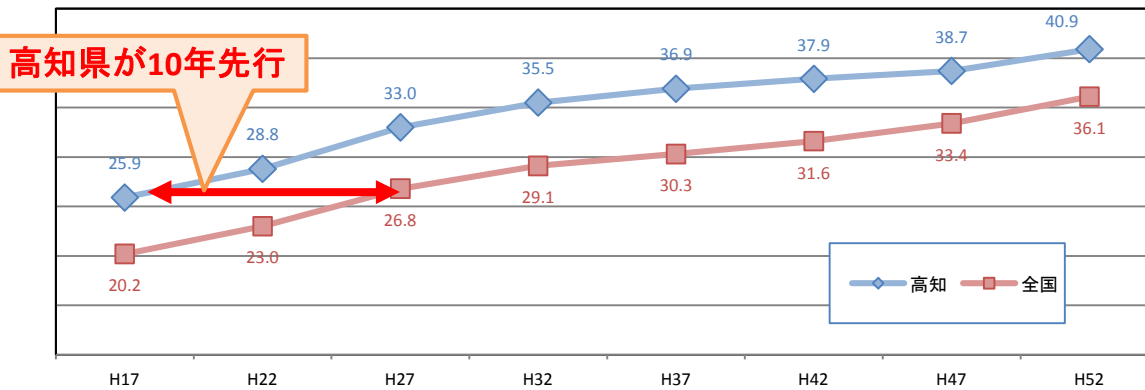
▽人口自然増減数(全国と本県との比較)



出典:人口動態調査(厚生労働省)、人口移動調査(高知県)

●高齢化がさらに進行

▽老年人口の割合(全国と本県との比較)



出典:日本の都道府県別将来推計人口(H25.3)(国立社会保障・人口問題研究所)
※H17及びH22の数値は国勢調査のデータ

県勢浮揚には中山間地域の振興が不可欠!



農業や林業といった第一次産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、**中山間地域にこそ高知県の強み**があります。

中山間地域の振興なくして県勢浮揚はなし得ないものと考えています。

面積人口

- ・全34市町村が中山間地域を有する(27市町村は全域)
- ・県面積の約93%
- ・県人口の約39%

人口減少の現状 S35:537,327人
⇒ H27:285,379人 約47%減

出生率

- ・四万十町1.68、土佐町1.61、芸西村1.56 (高知市1.35)

農業産出額

- ・中山間地域が**約8割**を占める(全国は約4割)

自然、歴史や文化

- ・全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫

◆本県の中山間地域は、全国に誇れる豊かな自然、歴史や文化の宝庫。



仁淀川



岩崎弥太郎生家 (安芸市)



だるま夕日



維新の門(梶原町)



四万十川



魚梁瀬杉 (馬路村)

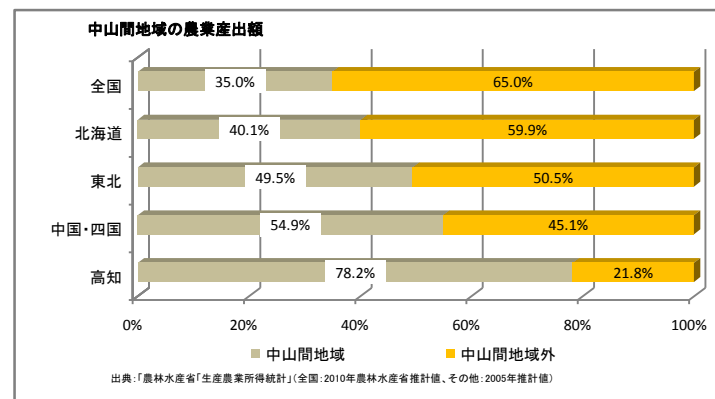
◆全国では、中山間地域が農業産出額等の約4割。高知県では、**約8割**を占める。



土佐あかうし



ゆず

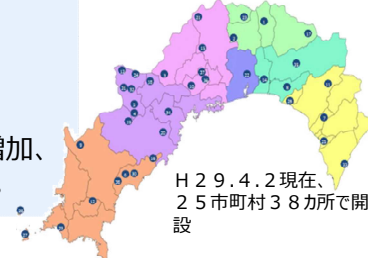


中山間対策

[戦略の方向性]

三層構造の政策群により、中山間地域の持続的発展を目指す。これにより、中山間地域における若者の増加、出生率の向上、本来の強みの伸張を図る。

◆集落活動センターの開設状況



農業や林業といった第一次産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、**中山間地域にこそ高知県の強み**があります。その再生なくして、本県の持続的発展はなし得ません。

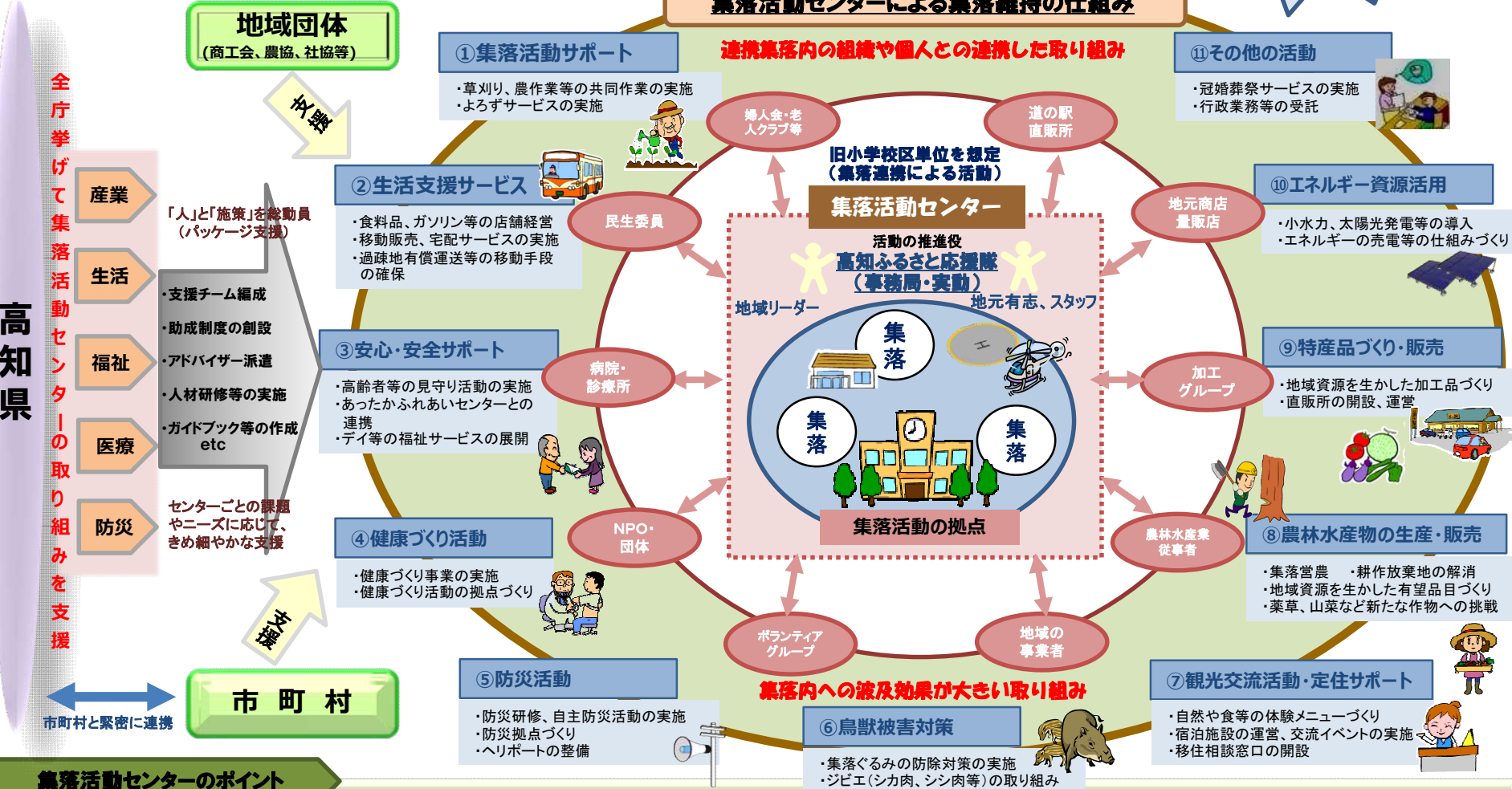
集落活動センターの概要

集落活動センターとは

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組み

皆さまのその一歩が
集落の未来をかえる！！

集落活動センターによる集落維持の仕組み



集落活動センターのポイント

①主役は、地域住民の皆さま

主役である住民の皆様と市町村の一体となった取り組みを支援

②活動は地域のオーダーメイド

住民の皆様との話し合いから生まれたアイデアや提案を取り組みに繋げる仕組み

③皆さまの集まりやすい場所が活動の中心

集会所や廃校となった施設など、住民の皆様が自然と集い、語り合える場所が拠点

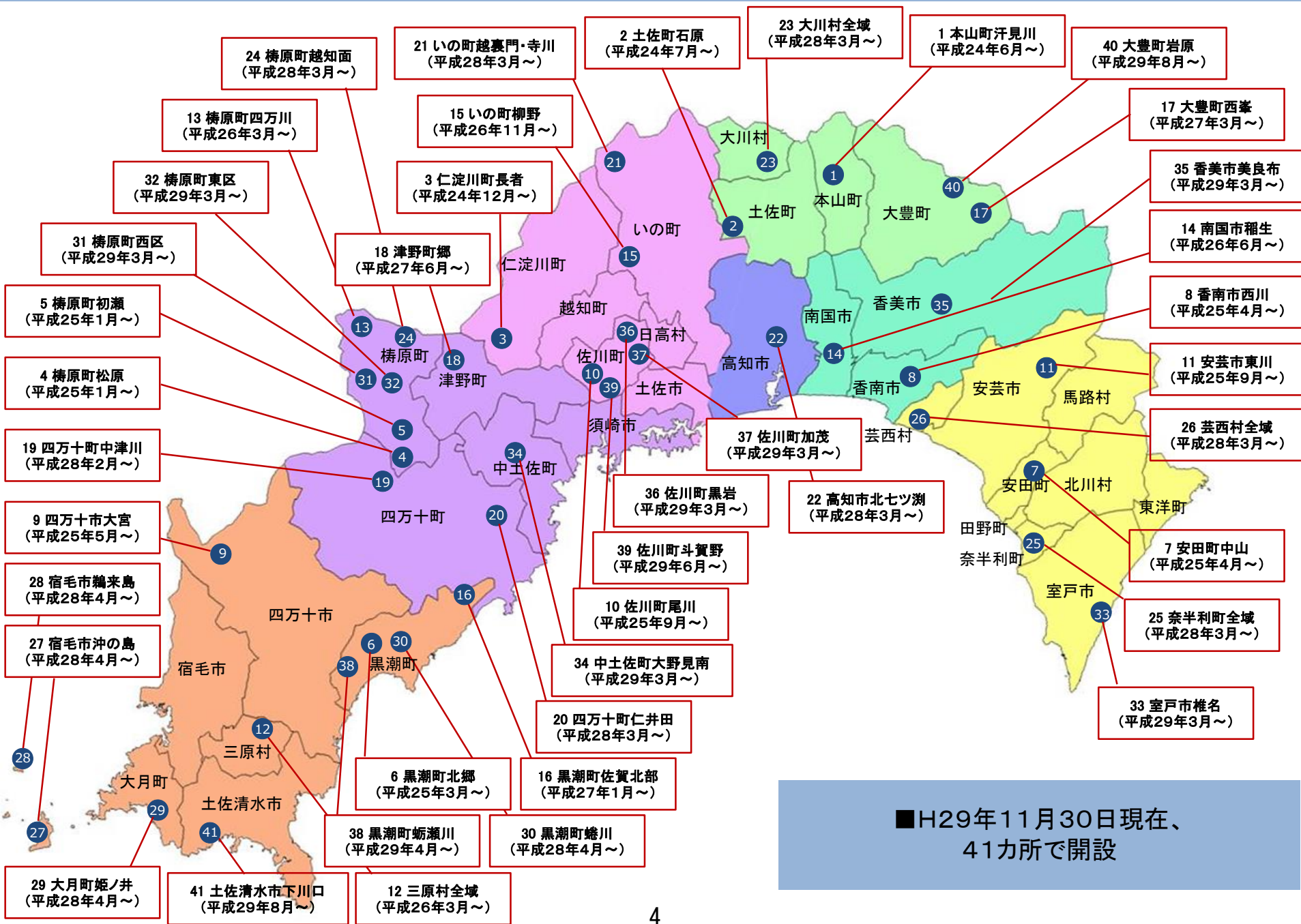
④様々な人材を活用

住民の皆様と一緒に取り組むUターン、移住者など地域外の人材の導入

⑤集落の連携による取り組み

近隣の集落が互いに連携し、助け合うことにより、今までできなかったことが可能になる取り組み

集落活動センターの開設状況



中山間地域生活支援総合事業の概要

～生活基盤づくり関連補助金～

【目的】 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、市町村が実施する生活用水・日用品や移動手段の確保等に向けた仕組みづくりを支援する。

高知県中山間地域生活支援総合補助金

H29当初予算額: 303, 939千円

対28年度比: +13, 058千円 (H28当初予算額: 290,881千円)

生活用品確保等支援事業 1,931千円 (6,883千円)
生活用水確保支援事業 239,618千円 (199,378千円)
移動手段確保支援事業 62,390千円 (84,620千円)

補助金のメニュー

(1) 生活用品の確保等に向けた仕組みづくり

移動販売や店舗運営、買物代行や配達等のサービスを地域のニーズに合わせて複合的に組み合わせ、中山間地域に暮らす高齢者等が食料品等の日用生活用品を確保するためのハード又はソフト事業

補助先: 市町村

補助率: 2分の1以内 (企業等が主体となる場合は3分の1以内)

補助対象経費: 生活用品を確保するための仕組みづくりの調査、車両購入や店舗の整備等に要する経費
新たな取組みの試行に要する経費

移動販売車両の例①



店舗整備の例



移動販売車両の例②

(2) 生活用水の確保に向けた仕組みづくり

飲料水等の生活用水を確保するためのハード又はソフト事業

補助先: 市町村

補助率: 3分の2以内

補助対象経費: 生活用水を確保するための仕組みづくりの調査、給水施設、水源地管理道の整備、補修又は維持管理等に要する経費

水道未普及地域の給水施設の例



取水施設整備の例



(3) 移動手段の確保に向けた仕組みづくり

通院や買い物等地域住民の生活を支える移動手段の確保を図るため、地域の基幹交通を補完するきめ細かな移動手段の導入及び維持に必要なハード又はソフト事業

補助先: ①市町村

②株式会社 高知中央自動車学校 (国土交通大臣認定講習実施機関)

補助率: ①3分の2以内 (既存車両等の更新のみの場合は2分の1以内 ※平成29年度～)

②定額

補助対象経費: ①地域公共交通を見直すための調査・交通計画の策定・利用促進のための広報、車両の購入及び改造、待合所の整備、新たな取組みの実証運行等に要する経費、
②自家用有償旅客運送運転者講習会の受講料のうち受講者負担分を除いた額



デマンドタクシーの例



コミュニティバスの例

(4) その他特に知事が必要があると認める事業

補助先: 市町村

補助率: 2分の1以内

補助対象経費: 地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要があると認める経費

貨客混載に係る規制緩和の動き

種別	規制緩和以前	規制緩和の動き			
		H26	H27	H28	H29
(1) 旅客運送					
① 緑ナンバー(一般乗合旅客自動車運送事業)					
乗合バス	「少量の貨物」かつ「旅客に付随」する運送は可能 (ただし条件不明確)		H27.4 国通知による明確化 (「少量の貨物(350kg未満)」「 旅客に付随(乗車中以外も可)」)		H29.9 重量制限の撤廃 (許可の取得が前提)
貸切バス	混載不可				H29.9 ※ 混載可(過疎地限定)
タクシー	混載不可				H29.9 ※ 混載可(過疎地限定)
② 白ナンバー(自家用有償旅客運送:市町村運営有償運送等)					
市町村運営有償運送等	混載不可	H26.11 「地域再生計画」の策定により 例外的に混載が可能 ※ H27.4	H28.3 「地域再生計画」の策定によらず、混載が可能 (350kg未満)		
			住民以外の来訪者の乗車が可能		
(2) 貨物運送					
① 緑ナンバー(貨物自動車運送事業:ヤマト・佐川・JP等)					
トラック	混載不可				H29.9 ※ 過疎地限定で旅客運送が可能

※ それぞれ貨物・旅客事業者の許可が必要

□ 自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

➡ 自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

現 状

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

活用円滑化案

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



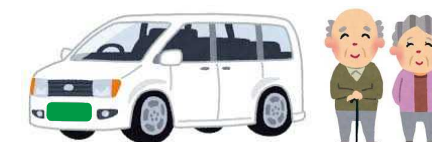
荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)
※過疎地域に限る

【自家用有償旅客運送者】



自家用有償旅客運送者が自家用自動車で350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得) ※過疎地域に限る

中山間地域の維持・再生につなげる「貨客混載」の推進

1 今回の規制緩和の内容と期待

<規制緩和の内容（H29.9月～）>

- ① 乗合バスは、重量制限（350kg未満）が撤廃
- ② 貸切バスとタクシーは、過疎地限定で貨物運送が可能
- ③ トラックは、過疎地限定で旅客運送が可能

<規制緩和への期待>

- ・人手不足やコスト増に悩む事業者や現状に危機感を持つ市町村が、検討を進める契機となる
- ・中山間地域における旅客・貨物運搬事業者の連携による多様な人流・物流ネットワークが構築できる

中山間地域の各地で活用できる効果的な事業スキームの構築のために様々な可能性の検討が必要

2 貨客混載の推進に向けた検討会の設置

目的：規制緩和を中山間地域の維持・再生へつなげるため、地域の実情を踏まえた「貨客混載」に係る複数の事業スキームを構築・提案

メンバー：貨物事業者、旅客事業者、集落活動センター、市町村、県など

実施回数：4スキーム × 3回 計12回程度

<具体的な検討内容>

- ・当該地域で考えられる人流・物流の組み合わせパターンの検討（スキーム案の洗い出し）
 - ・関係する事業者との調整や利用者のニーズ把握
 - ・スキーム案に対して、取り扱い見込み量や運営コストなどの詳細検討
- ⇒ 検討により得られた事業スキームは、H30当初から実証実験を開始

貨客混載推進検討委託料 予算額：1,364千円

業務内容：貨客混載や地域の交通事情等の調査・資料作成、
検討会の運営補助

H29の検討地域

安芸市、大川村、梶原町、三原村

- ・意向調査やヒアリング、交通資源などを参考に、市町村との協議により決定



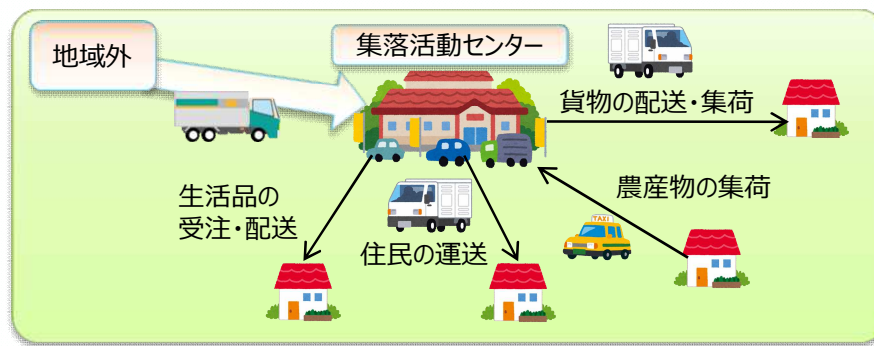
3 目指す姿と事業スキーム例

<目指す姿>

- ・地域の実情にあった多様で効率的な人流・物流スキームが県内各地で展開され、地域の生活や産業に不可欠なサービスの将来にわたる維持・向上を目指す

<スキーム例>

- ・貨物事業者によって集落活動センターまで運搬された貨物を、集落活動センターやタクシーが各戸に配送したり、各戸から貨物や農産物を集荷する 等



○ スケジュール案

- H29.11月～ 貨客混載推進検討会の立ち上げ
事業化可能スキームの提案
- H30.4月以降 複数の事業スキームの実証実験開始（随時 検証→改善）
- H30.10月以降 本格実施

「貨客混載」に係る検討の流れについて

(1) 検討会設置まで

- ① それぞれの想定事業スキームの実現可能性等について、大手貨物事業者と協議
- ② ①を踏まえ可能性が高いと思われる地域を、スキーム検討の候補地域としてピックアップし、候補市町村へ参加について協議
- ③ 検討会メンバーの選定
→ スキームを検討する市町村で活動する事業者等への参加の打診

※ 検討会メンバー

旅客事業者、貨物事業者、集落活動センター、市町村、県
<オブザーバー> 四国運輸局 など

(2) 検討会(地域部会)設置から

事前作業

- ① 地域における運送手段の把握
(バス、タクシー、貨物運送等の事業者数、車両数、運行頻度等)
- ② 地域における旅客流動の状況把握
(バスの出発地・目的地、時間帯ごとの人数、タクシー・スクールバス・福祉バスの利用状況など)
- ③ 地域における貨物流動の状況把握(数量、種類、配送頻度、出発地・目的地など)

第1回地域部会 … 混載対象範囲案、スキーム案の実効についての検討

- ・ベースとなる事業者、混載する貨物・旅客等について最適な組み合わせを検討



第2回地域部会 … スキームの確認と詳細制度設計の検討

- ・旅客運送のサービス水準の調整(運行ルート、頻度など)
- ・貨物のサービス水準の調整(時間指定、クール便、大型荷物の対応など)
- ・必要な施設設備、機械器具の確認(冷蔵施設、使用端末など)
- ・リスク管理(クレーム、破損紛失への対応)



第3回地域部会 … 詳細制度設計の確認と実証実験実施計画案の検討及び策定

- ・事業全体の収支試算(適正価格の算定、行政支援の必要性など)
- ・事業の実施体制、広報、スケジュール、検証方法等

H29 年度 貨客混載推進検討地域



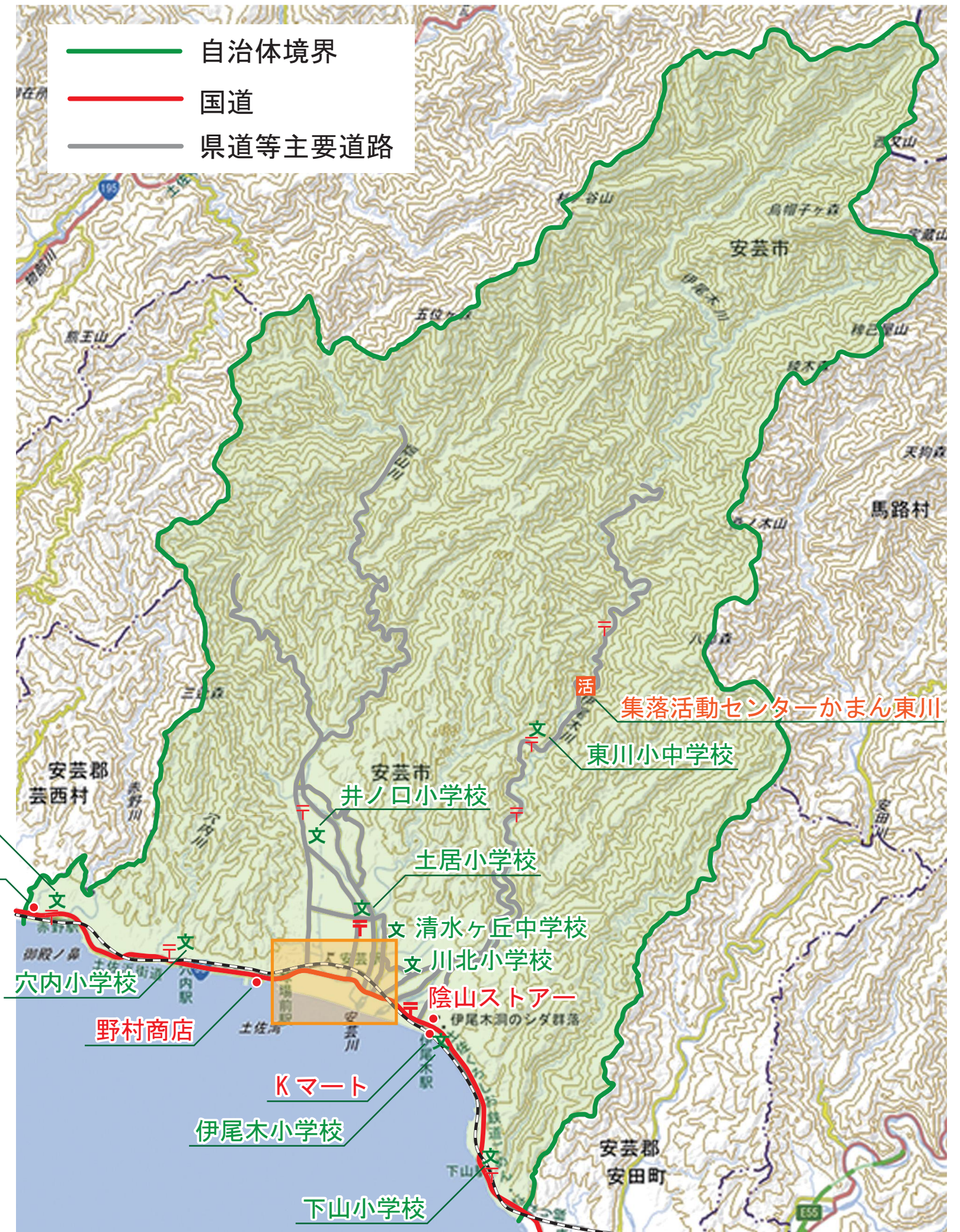
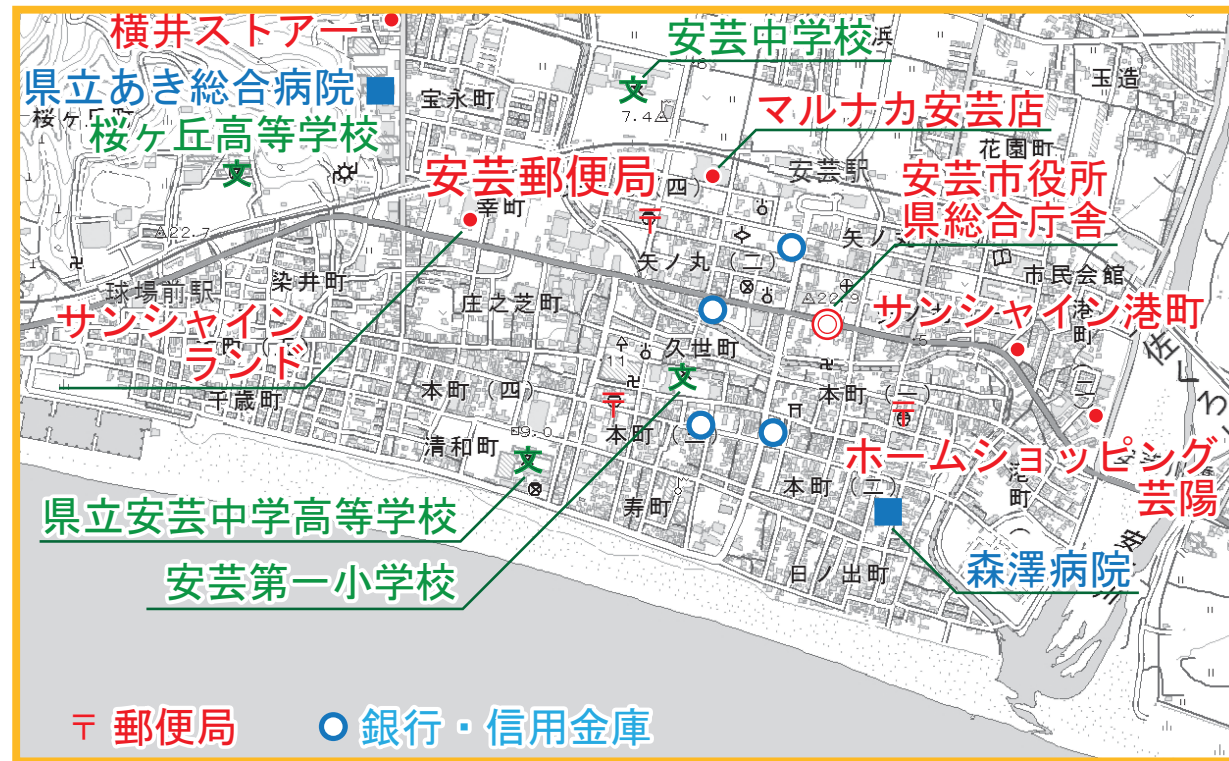
備考

- ① 人口、世帯数に関連する数値は、国勢調査結果に基づく。
- ② 昼夜間人口比率は平成 27 年国勢調査結果に基づく。

	面積 (km ²)	人口		人口増減率 (H27 / H22)	世帯数		年齢層別人口 (構成比)			昼夜間 人口比率
		H22 (人)	H27 (人)		H22 (世帯)	H27 (世帯)	15 歳未満	15 歳～64 歳	65 歳以上	
県 計	7,103.93	764,456	728,276	△ 4.7%	321,909	319,011	83,884 人 (11.6%)	400,605 人 (55.5%)	237,012 人 (32.8%)	99.9%
安芸市	317.21	19,547	17,577	△ 10.1%	8,111	7,604	1,811 人 (10.3%)	9,127 人 (52.1%)	6,574 人 (37.5%)	102.5%
梶原町	236.45	3,984	3,608	△ 9.4%	1,769	1,560	346 人 (9.6%)	1,735 人 (48.1%)	1,527 人 (42.3%)	100.2%
大川村	95.27	411	396	△ 3.6%	213	210	41 人 (10.4%)	184 人 (46.5%)	171 人 (43.2%)	109.6%
三原村	85.37	1,681	1,574	△ 6.4%	745	703	145 人 (9.2%)	716 人 (45.5%)	713 人 (45.3%)	94.2%

安芸市：集客施設

安芸市中心部拡大図



安芸市：移動手段

■ 高知東部交通

- ① 安芸 - 室戸岬 - 甲浦
- ② 安芸 - 安田 - 馬路 - 魚梁瀬
- ③ 高知 - 安芸

■ 元気バス

(自治体運営有償運送)

- ① 東川線 (安芸駅 - 入河内 - 別役)
- ② 畑山線 (安芸駅 - 栃ノ木 - 畑山)
- ③ 尾川線 (安芸駅 - 栃ノ木 - 上尾川)
- ④ ハノ谷線 (安芸駅 - こまどり - ハノ谷番匠)
- ⑤ 循環宮田岡線
- ⑥ 循環一ノ宮線
- ⑦ 穴内・赤野線 (安芸駅 - 大平 - 叶岡)

■ 福祉有償運送

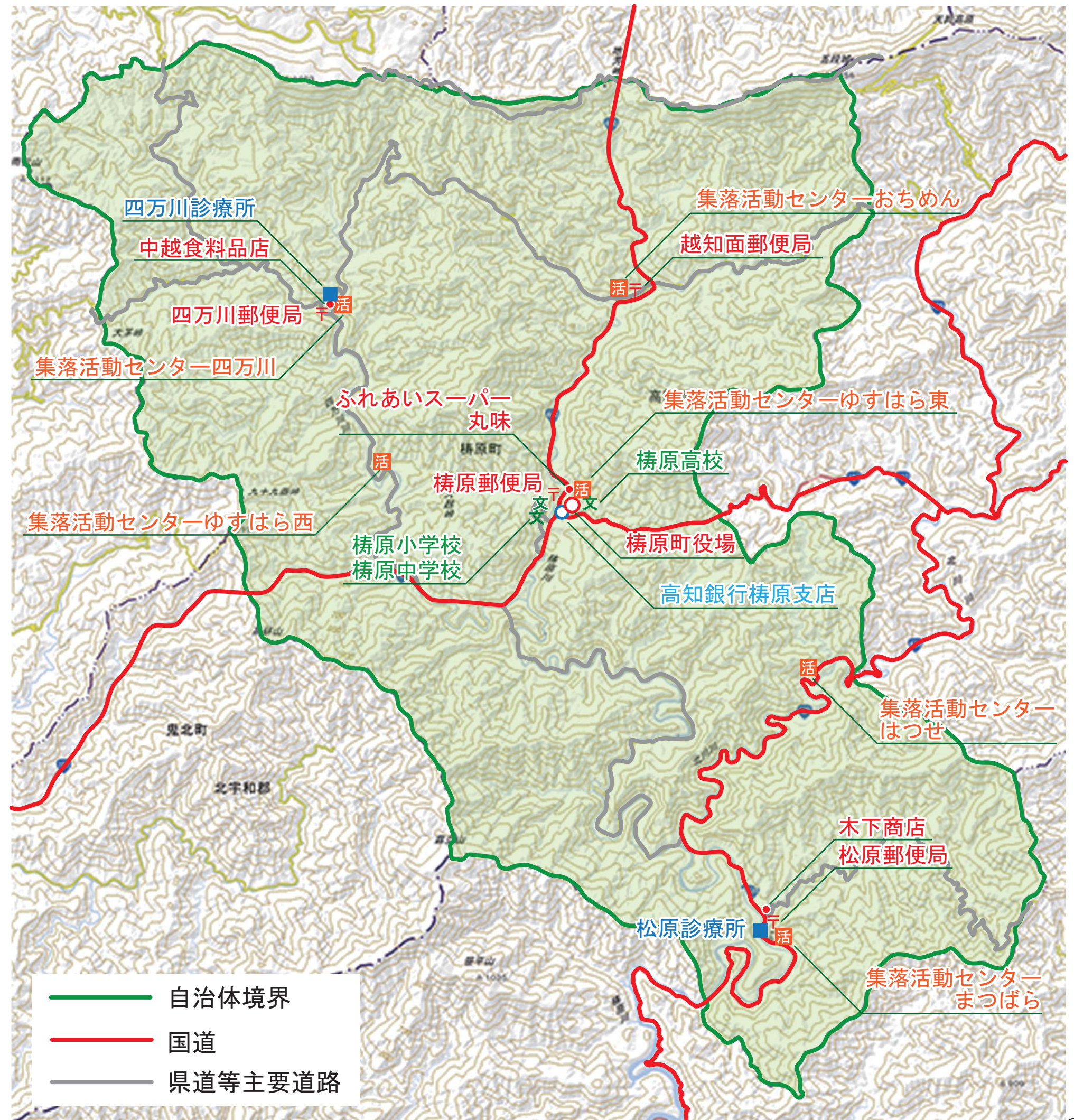
安芸市、芸西村、安田町、田野町を対象

■ タクシー事業者

- ① 伊尾木ハイヤー
- ② カトレアタクシー
- ③ 芸陽ハイヤー
- ④ 谷ハイヤー
- ⑤ マルワハイヤー



栲原町 ：集客施設



栲原町 ：移動手段

■ 高知高陵交通

- ① 須崎 - 新田 - 栲原 [7.0回]
- ② 栲原 - 松原 - 中久保
- ③ 栲原 - 太田戸 - 永野 - 井の谷
- ④ 栲原 - 日吉 [2.0回]
- ⑤ 栲原 - 竜王 - 坪の田 - 井高
- ⑥ 栲原 - 丸太

※ 運行回数及び休日の運行については、
路線及び季節によって異なる

■ NPO 法人 絆

(公共交通空白地有償運送)

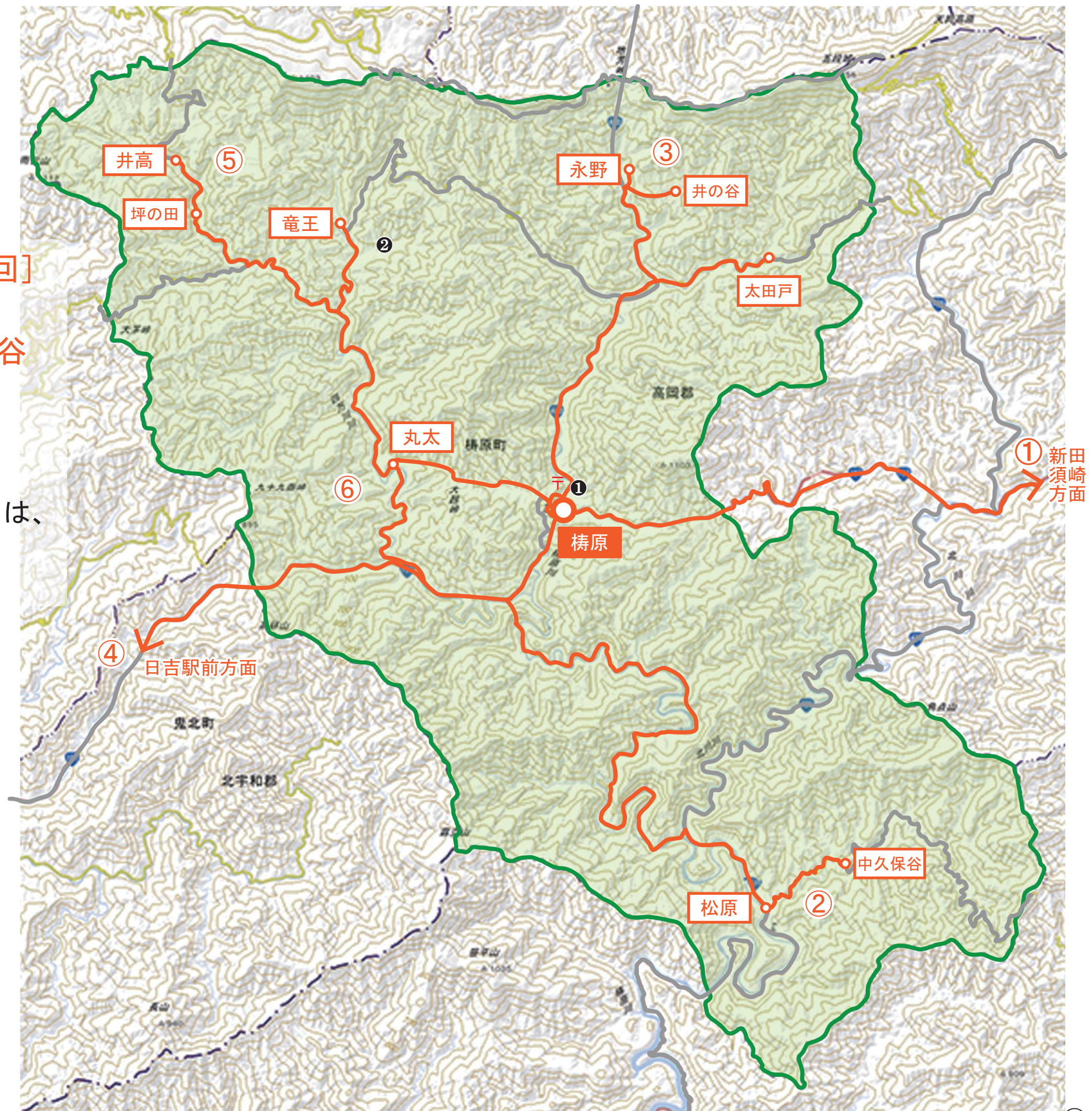
- 初瀬・松原地区と栲原東区
もしくは津野町新田地区ま
での区間

■ スクールバス

- 四万川方面
- 井の谷・太田戸方面

■ タクシー事業者

- ① 来米ハイヤー
- ② 四万川交通ハイヤー



大川村：集客施設



出展：国土地理院地図データを活用

大川村：移動手段

■ 嶺北観光自動車

- ① 田井 - (中島経由) - 大川局前 - 日の浦 [2回]
- ② 田井 - (中島経由) - 大川局前※1 [1回]
- ③ 田井 - (森経由) - 大川局 - 黒丸 [2回]
- ④ 大川局前 - 日の浦 [1回]

※1 土曜・日曜・祝日・学校休日は運休

■ 市町村営バス (無償)

- 福祉バス (村内全域～幹線バスとの乗り換え)
- 診療所送迎バス (診療所～各集落)

■ スクールバス

- 白滝方面
- 井野川方面

■ タクシー事業者

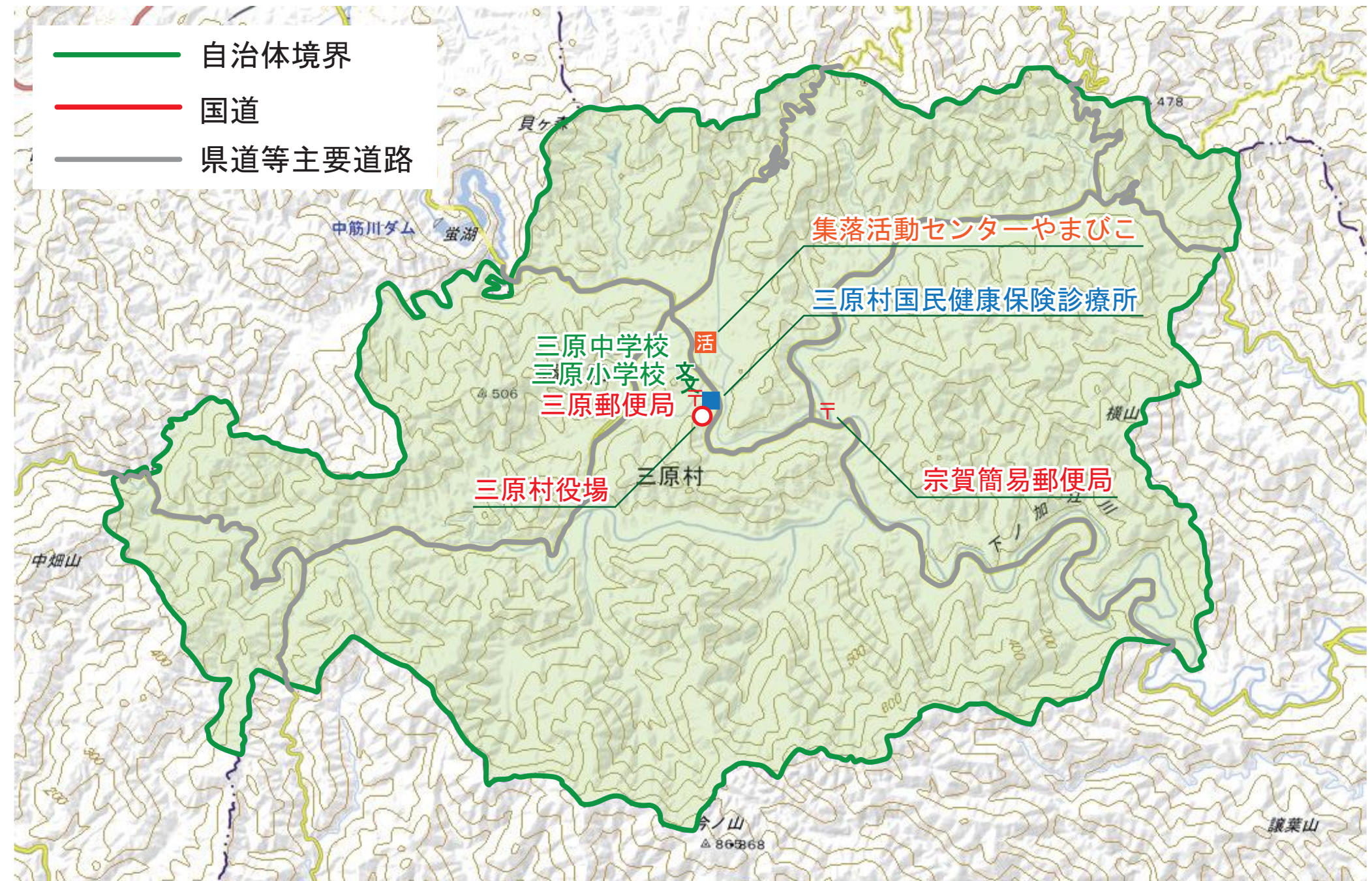
なし



黒丸方面

出展：国土地理院地図データを活用

三原村：集客施設



出展：国土地理院地図データを活用

三原村：移動手段

■村営バス

①東便 [2.5回]

- ・成山 ⇒ 船ヶ峠・学校
- ・学校・船ヶ峠 ⇒ 成山
- ※ 土曜・日曜は運休
- ※ 祝日は1回の運行

②西便 [2.5回]

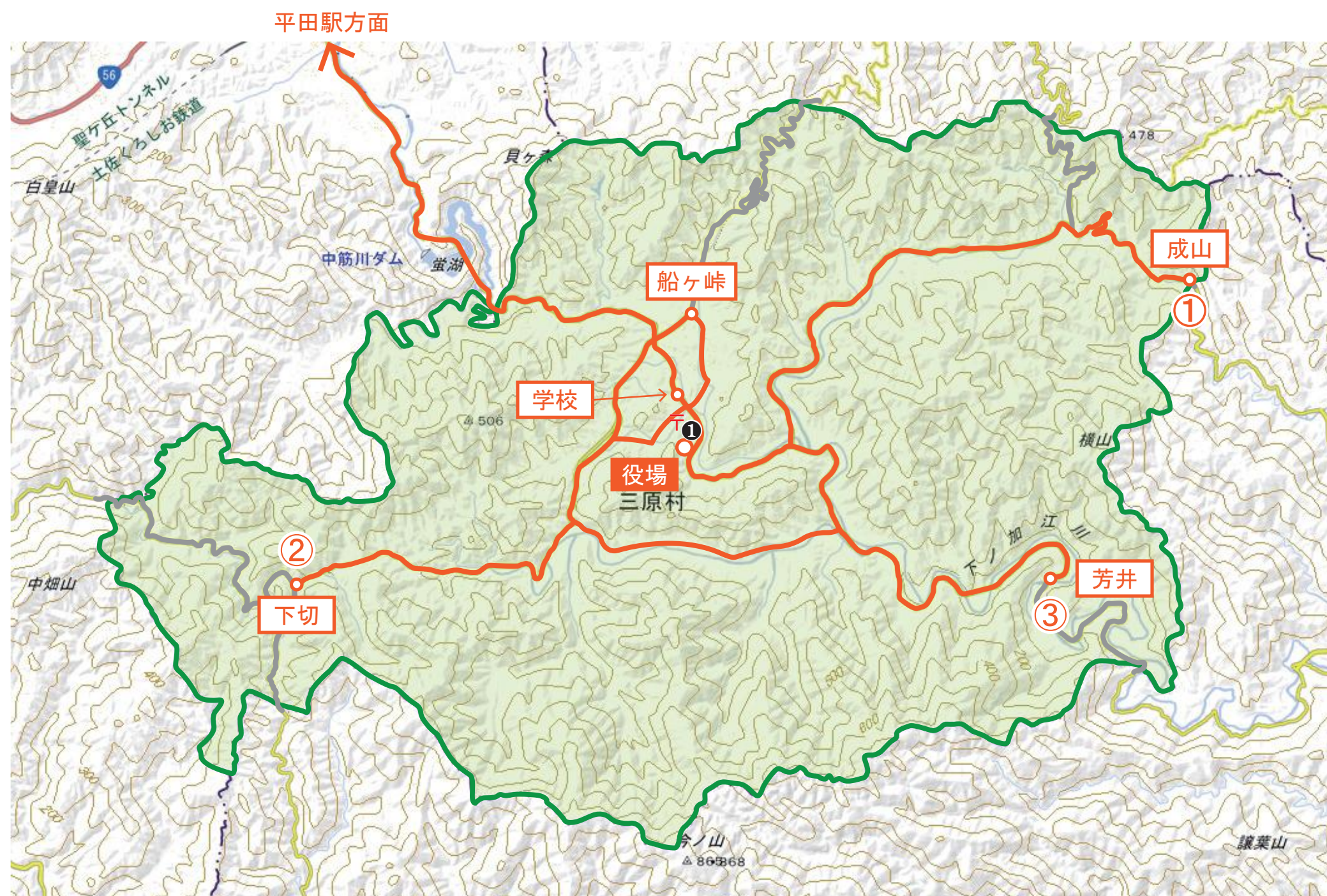
- ・下切 ⇒ 船ヶ峠・学校
- ・学校・船ヶ峠 ⇒ 下切
- ※ 土曜・日曜は運休
- ※ 祝日は1回の運行

③南便 [2.5回]

- ・芳井 ⇒ 船ヶ峠・学校
- ・学校・船ヶ峠 ⇒ 芳井
- ※ 土曜・日曜は運休
- ※ 祝日は1回の運行

■ タクシー事業者

① 三原タクシー

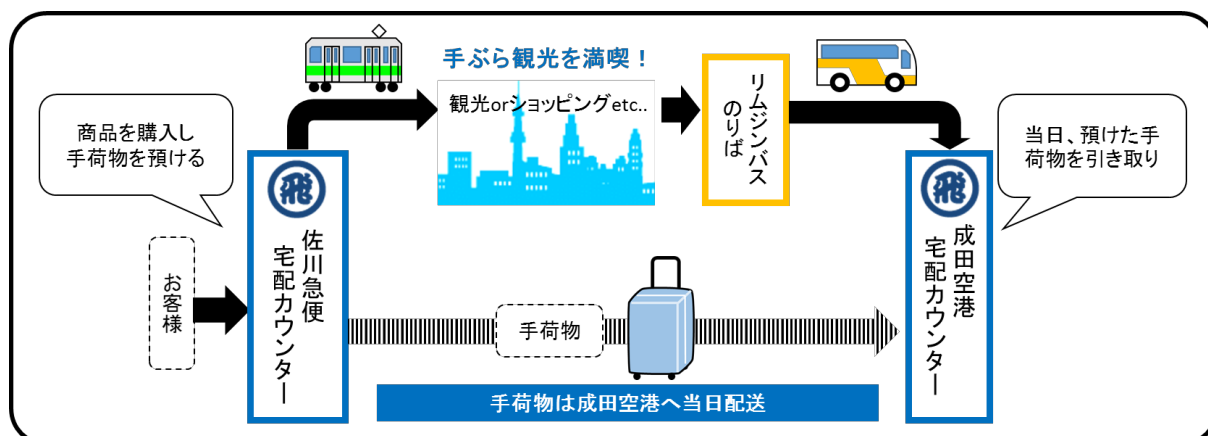


出展：国土地理院地図データを活用

リムジンバス×佐川急便のコラボレーション
都心から成田空港へのリムジンバスに
空港への手荷物当日配送をセットしたサービスを開始します！
 ～手ぶら観光でらくらく空港アクセス！～

東京空港交通株式会社（本社：東京都中央区 社長：増井健人）と佐川急便株式会社（本社：京都府京都市 社長：荒木秀夫）は、両社のコラボレーションで開始する貨客混載事業による輸送の効率化、利便性向上等を図ることにより、都心と成田空港を結ぶリムジンバス乗車券と、成田空港への手荷物当日配送サービスをセットにしたお得な企画商品を2017年3月30日（木）から新たに発売いたします。

本商品を使用すると、スーツケース等の手荷物を成田空港まで当日配送することができ、お客様は好きな場所で手ぶら観光を満喫したあと、リムジンバスのネットワークを活かして最寄のバス停から成田空港へ向かうことができます。バス運賃と手荷物当日配送料金を別々に支払うよりも、非常にお得な価格（3,600円）です。訪日外国人旅行客をはじめ多くの旅行客に、便利に、お得に手ぶら観光をお楽しみいただけます。



(1) 概要

商品名称：「プレミアムハンズフリーパッケージ」

・ご利用方法

- ① 佐川急便宅配カウンター（東京駅、浅草雷門、東京スカイツリー）にて商品を購入する。
- ② 手荷物を預ける（成田空港受取ターミナルを指定）
- ③ お客様は手ぶら観光を満喫。
- ④ ご都合の良い都心のリムジンバスのりばから成田空港行に乗車。
- ⑤ 成田空港 QL ライナー宅配カウンターにて手荷物を引き取る。

※本セット券にてお預かり可能な手荷物はお一人様1個までです。

(2) 発売額

大人・小人同額…3,600円（リムジンバス片道乗車券＋佐川急便手荷物当日配送サービス）

(3) 発売（手荷物お預け）箇所

- 佐川急便 TOKYO SERVICE CENTER（東京駅日本橋口）
受付時間：7時～14時
- 佐川急便 浅草雷門サービスセンター
- 佐川急便 東京スカイツリーサービスセンター
受付時間：9時～11時

※営業時間などの詳細については、佐川急便WEBサイト『東京手ぶら観光のススメ』をご覧ください。URL:<http://www.sagawa-exp.co.jp/ttk/>

今後、発売箇所を順次拡大予定（佐川急便宅配カウンター、ホテル等）

(4) リムジンバス利用可能路線

- リムジンバス 東京23区内※ ⇒ 成田空港 線
※東京駅・東京シティアターミナル・新宿・池袋・渋谷・赤坂・六本木・品川・お台場 等

(5) 手荷物受取ターミナル

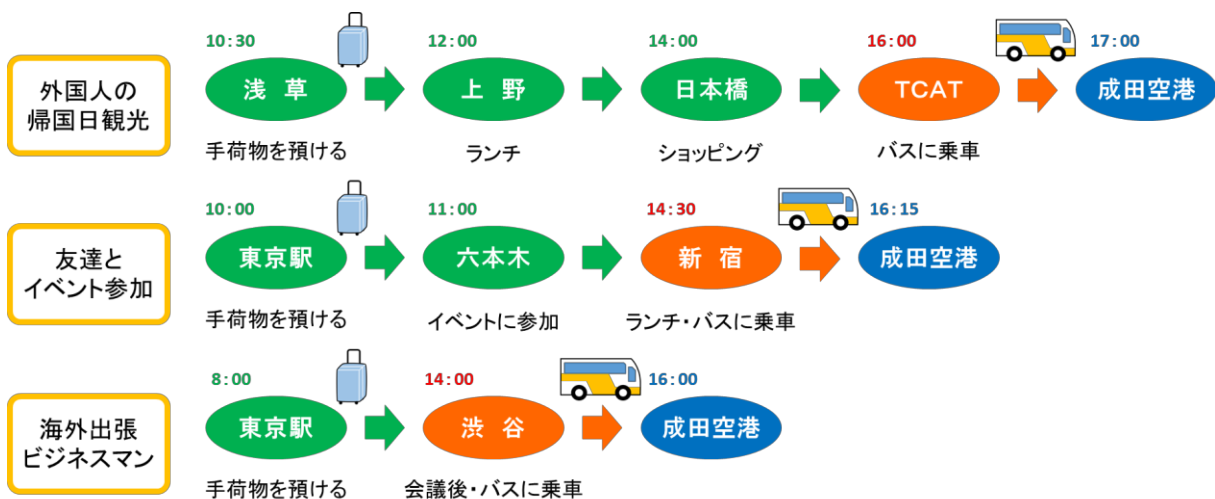
- 成田空港 第1ターミナル・第2ターミナル出発階のQLライナー宅配カウンター
※第3ターミナルをご利用のお客様は、第2ターミナルにてお受け取りください。

受取時間：当日 17時～21時

(6) 発売開始日

2017年3月30日（木）

(7) モデルコース



上記モデルコースに捉われず、様々なシーンでお使いになれます。
お客様の旅行プランに合わせて、本商品をご活用ください。

以上

「プレミアムハンズフリーパッケージ」実施に伴う貨客混載輸送の実施について

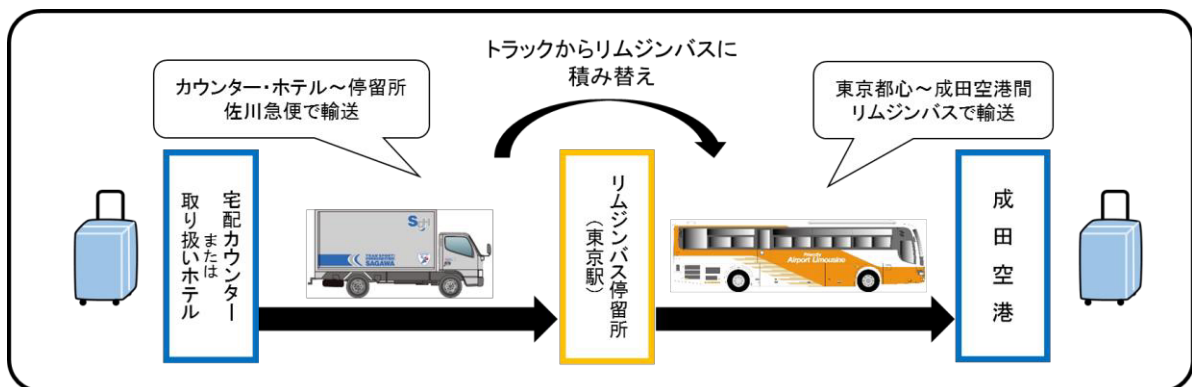
本パッケージ商品の販売に合わせ、東京空港交通株式会社と佐川急便株式会社では、リムジンバスの空き荷物スペースを活用した貨客混載輸送を実施いたします。



▲宅配カウンターからの搬送の様子



▲リムジンバス荷物スペース



▲貨客混載輸送の流れ（一例）

お客様からお預かりした手荷物を佐川急便の配送ネットワークによりリムジンバスの停留所まで輸送し、都心から成田空港間をリムジンバスに載せ換え輸送します。都心から成田空港への荷物輸送にリムジンバスの荷物スペースを利用することにより、輸送の効率化による環境負荷の低減と省力化を図ることが可能となります。更に、手ぶら観光サービスと組み合わせることで、空港当日配送の受付時間、取り扱いエリアを拡大することができ、従来に比べ、より利便性の高いサービスをお客様へ提供することが可能となります。

二社では、この取り組みを新たなビジネスチャンスと捉え、お客様のニーズに合わせたより上質で利便性の高いサービスの提供に取り組んで参ります。

このニュースに関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

東京空港交通株式会社 経営企画部 経営企画課 電話 03-3665-7125

佐川急便株式会社 経営企画・広報部 広報課 電話 03-3699-3614

2017年4月19日

報道関係者各位

北越急行株式会社
佐川急便株式会社

北越急行と佐川急便が取り組む貨客混載列車運行開始 ～ 地域活性化と駅利用者の利便性向上を目指して ～

北越急行株式会社（本社：南魚沼市、代表取締役社長：渡邊 正幸 以下「北越急行」）と佐川急便株式会社（本社：京都市南区、代表取締役社長：荒木 秀夫 以下「佐川急便」）は、2016年6月に貨客混載事業に取り組むことに合意し、本格稼動を目指して実証実験を重ねてきました。このたび4月18日から本格的に運行を開始しました。

尚、旅客列車を利用し、新たな貨物輸送サービスを提供するとともに、輸送の効率化、環境負荷低減等を図る本貨客混載事業は、改正物流総合効率化法に基づく、総合効率化計画として認定されました。

1. 実施概要

実施日 2017年4月18日（火）より
列車 854M 六日町駅（20:10着 20:13発） ～ うらがわら駅（20:50着 20:53発）
857M うらがわら駅（21:06着 21:09発） ～ 六日町駅（21:48着）
車両 北越急行所属HK100 2両編成
運行 平日のみ（土、日、祝は貨物輸送は行いません）

◇貨客混載のフロー図



カーゴ積み込み作業の様子

2. 背景

北越急行では、地域の公共交通として、上越新幹線、北陸新幹線をはじめ他の鉄道との接続改善を図り、鉄道ネットワークの強化に貢献するとともに、地域に密着した輸送体系を構築し利便性の向上と利用者の確保に向け、沿線自治体等と緊密に連携を図りながら取り組んでいます。

佐川急便では輸送ネットワークの効率化による配送品質の向上に取り組んでおります。定時運行と安定輸送を実現できる鉄道を幹線輸送に活用することで、渋滞などによる到着遅延を防止できることから安定的な幹線輸送を実現することが可能となります。またモーダルシフトの実施により環境負荷低減にも寄与できると考えています。

3. 引き続きの検討事項

■地域活性化および駅利用者の利便性向上の主な取り組み

- 1). 駅利用者の利便性向上を目的とした宅配カウンターの設置
- 2). 不在再配達の荷物引き取り用宅配ボックスを駅構内に設置



左から国土交通省北陸信越運輸局 局長 江角 直樹 様
佐川急便（株）取締役 内田浩幸
北越急行（株）代表取締役社長 渡邊 正幸



認定書授与の様子

NEWS RELEASE

2017(平成 29)年 9 月 7 日

報道関係者各位

佐川急便株式会社

高山市～松本市間で貨客混載事業の実証実験を開始

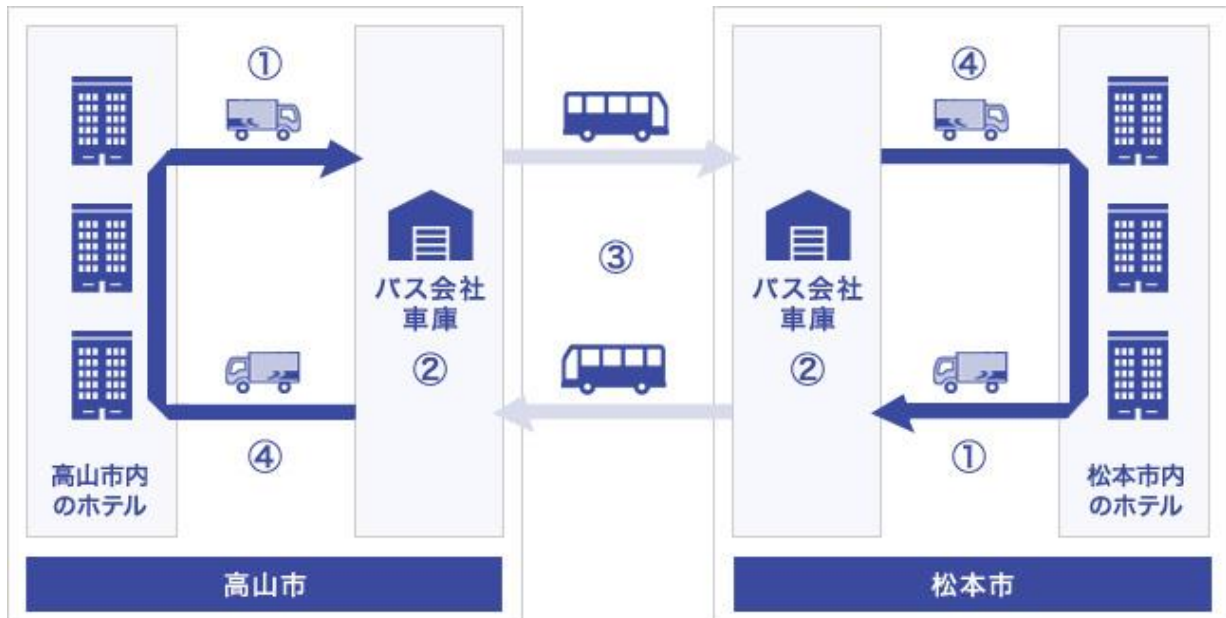
中部運輸局、路線バス会社 2 社と共同で手ぶら観光サービスを提供

SG ホールディングスグループの佐川急便株式会社(本社:京都市南区、代表取締役社長:荒木秀夫)は、国土交通省中部運輸局(所在地:名古屋市中区)、濃飛乗合自動車株式会社(本社:岐阜県高山市、代表取締役社長:齋藤尚正)、アルピコ交通株式会社(本社:長野県松本市、代表取締役社長:三澤洋一)の路線バス会社 2 社と共同で、岐阜県高山市～長野県松本市間において手ぶら観光サービスの提供を実現するため貨客混載事業の実証実験を 8 月 28 日より開始しました。

高山市と松本市の間には上高地・乗鞍・新穂高など多くの観光地が存在し、さらに高山市は古い町並みに代表される歴史と伝統が息づく城下町、松本市は国宝松本城を擁しており、外国人を含む多くの観光客が訪れます。両都市間の移動は高速バスの利用が主な手段となっていますが、大きいサイズの手荷物を携行する傾向が高く、観光地での行動を制限されることがあります。

このような背景のもと、当社は手ぶらで観光できる環境の定着に向けて、バス事業者等と連携して貨客混載事業の実証実験を行います。観光客が自ら荷物を運ぶ必要がなくなることで利便性が向上し、当該地域の観光の活性化に貢献できるものと考えています。

《運用フロー》



- ①観光客がチェックアウト時に提携ホテルで預けた荷物を、当社ドライバーが集荷。バス会社の車庫で集荷した荷物を預ける
- ②バス会社の車庫で、高山～松本間の高速バスの荷室に手荷物を積み込む
- ③高速バスが高山～松本間を輸送
- ④バス会社の車庫で、送られてきた荷物を当社ドライバーがお預かりし、高山市・松本市内の提携ホテルに届ける

【受付時間】 集荷 10 時(高山市内、松本市内それぞれのホテルに 19 時までにお届けします)

【料金】 飛脚ジャストタイム便の料金

《実証実験期間》

8 月 28 日～11 月 15 日

佐川急便では今後も観光客の利便性向上に向けて、手ぶら観光関連サービスの充実を目指します。

*SG ホールディングスグループ

純粋持株会社SGホールディングス株式会社(本社:京都市南区、代表取締役会長:栗和田榮一)と、その傘下にある佐川急便株式会社をはじめとした事業会社・外郭団体で構成

報道関係お問い合わせ先
佐川急便(株) 経営企画・広報部
TEL:03-3699-3614 FAX:03-3699-3444

NEWS RELEASE

2017(平成 29)年 9 月 8 日

報道関係者各位

佐川急便株式会社

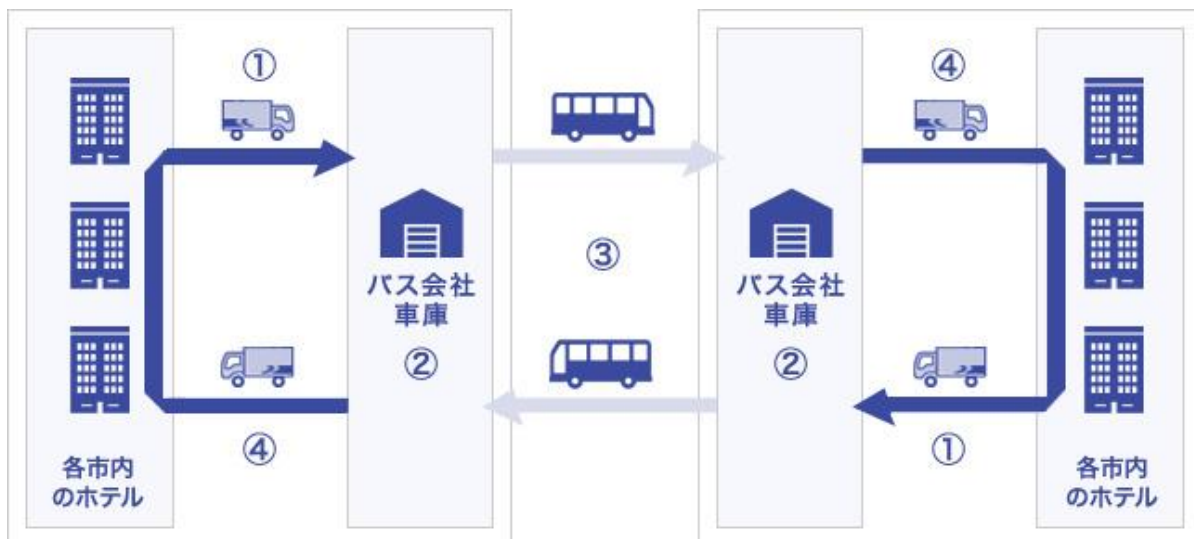
愛媛県内の自転車旅に新たな手ぶら観光サービス「バスパ」を開始 路線バス会社 3 社と共同で愛媛県初の貨客混載事業

SG ホールディングスグループの佐川急便株式会社(本社:京都市南区、代表取締役社長:荒木秀夫)は、愛媛県内を自転車で巡る観光客を対象とした手ぶら観光サービス「バスパ」を伊予鉄道株式会社(本社:愛媛県松山市、代表取締役社長:清水一郎)、宇和島自動車株式会社(本社:愛媛県宇和島市、代表取締役社長:村重敦)、瀬戸内運輸株式会社(本社:愛媛県今治市、代表取締役社長:瀧山正史)の路線バス会社 3 社と共同で 9 月 8 日より開始します。なお、この取り組みは愛媛県で初めての貨客混載事業となります。

愛媛県内を訪れる観光客は年々増加しており、その中でもしまなみ海道を使用して愛媛県内を周遊するサイクリストが増加しています。コインロッカーを探す手間や大きな手荷物の持ち運びが不便なことなどから、サイクリングや周遊観光などの旅行を十分に楽しめないなどの観光客の誘客や広域観光の促進などにおいて課題がありました。観光振興の一環として、観光客やサイクリストの利便性向上に向けて、新しい手ぶら観光サービスを提供するものです。

当社ではこれまでに、尾道～今治間の手荷物輸送を行う「しまなみ海道手ぶらサイクリング」を 2015 年 5 月から、また、松山空港～松山市内間の手荷物輸送を 2016 年 8 月から行ってきました。今回の新たなサービス「バスパ」は、しまなみ海道を利用して今治に来たサイクリストが愛媛県内各地に向かう際、あるいはその逆ルート、および松山市・八幡浜市・宇和島市・今治市間を観光する方の手荷物を輸送するもので、お預かりした手荷物は、路線バスの荷室に積み込み、各社の車庫で佐川急便のドライバーが手荷物を受け取った後にホテルなどの宿泊先にお届けします。

当サービスを利用することで愛媛県を訪れるサイクリストの手荷物に対する不安・心配を取り除くことができ、利便性の向上につながります。



- ①観光客がチェックアウト時に提携ホテルで預けた荷物を、当社ドライバーが集荷。バス会社の車庫で集荷した荷物を預ける
- ②バス会社の車庫で、各都市間の路線バスの荷室に手荷物を積み込む
- ③路線バスが各都市間を輸送
- ④バス会社の車庫で、送られてきた荷物を当社ドライバーがお預かりし、各市内の提携ホテルに届ける

《サービス概要》

受付時間: 午前 10 時まで(宿泊ホテルには午後 6 時までに配送)

受付場所: 松山市、八幡浜市、宇和島市、今治市内の提携ホテル 82 ヶ所、松山空港内当社宅配カウンター
(受取場所も同じ)

利用料金: 飛脚ジャストタイム便の料金

※提携先ホテルについては佐川急便営業所にお問合せください

佐川急便は、地域の観光振興に向け、手ぶら観光や貨客混載事業など新しいサービスを開発・提供して参ります。

*SG ホールディングスグループ

純粋持株会社SGホールディングス株式会社(本社:京都市南区、代表取締役会長:栗和田榮一)と、その傘下にある佐川急便株式会社をはじめとした事業会社・外郭団体で構成

報道関係お問い合わせ先 佐川急便(株) 経営企画・広報部 TEL:03-3699-3614 FAX:03-3699-3444

NEWS RELEASE

2017(平成 29)年 10 月 31 日

報道関係者各位

佐川急便株式会社

乗合タクシーを活用した貨客混載事業を開始 新たな貨客混載事業による生産性向上、地域交通インフラの活性化を推進

SG ホールディングスグループの佐川急便株式会社(本社:京都市南区、代表取締役社長:荒木秀夫)は、旭川中央ハイヤー株式会社(本社:北海道旭川市、代表取締役社長:柏葉健一)と、11月1日から乗合タクシーを活用した貨客混載事業を開始します。

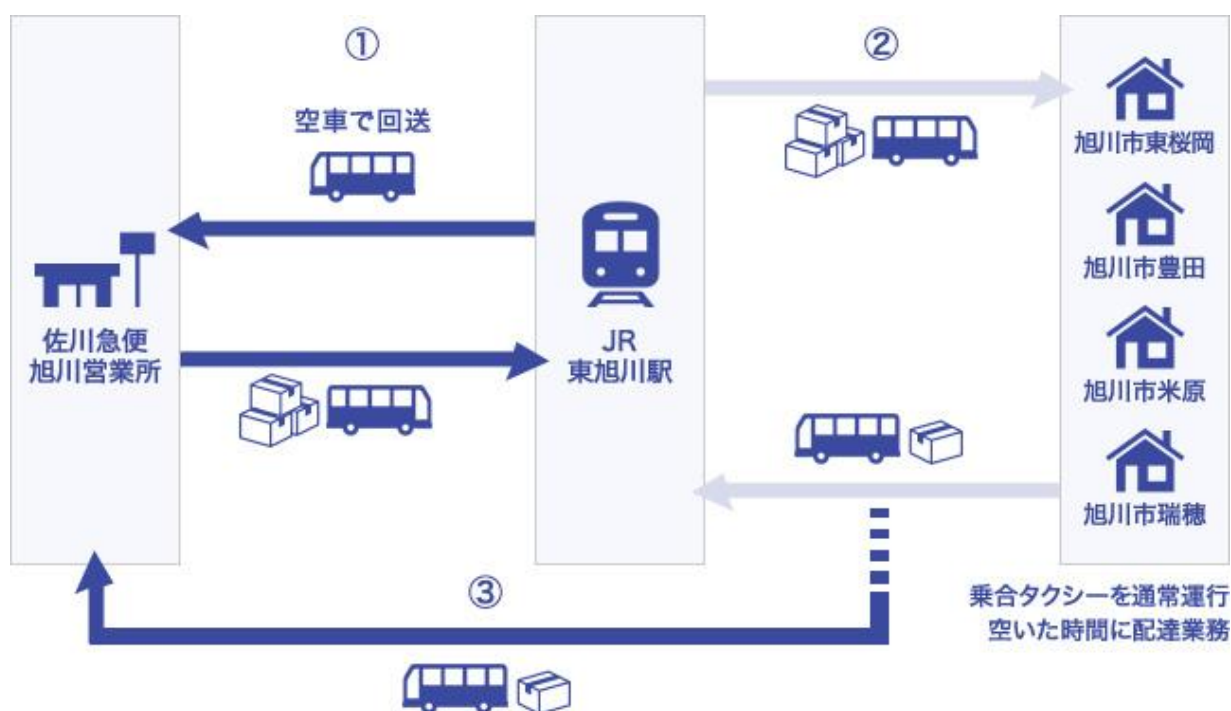
1.背景

自動車運送業の担い手不足と人口減少等に伴う輸送需要(旅客)の減少により、特に、過疎地域等においては、人流及び物流サービスの維持が重要な課題となっています。このような状況下、旅客又は貨物の運用に特化してきた従来の輸送のあり方を転換し、一定の条件のもと旅客と荷物を運ぶ「かけもち」ができるよう、規制が緩和されました。本制度を活用して、当社は旭川中央ハイヤーの乗り合いタクシーで宅配便を運ぶ新たな貨客混載事業を始めます。

2.事業概要

旭川中央ハイヤーの乗り合いタクシーは、JR東旭川駅と約20キロ離れた米飯(ペーパン)地区(「東桜丘」「瑞穂」「米原」「豊田」の4地区を総称した地名)間を、住民の予約に応じて平日10便、土日7便運行しています。今回計画している配達エリアは旭川市米飯地区、東旭川駅周辺で、予約のない時間帯を乗り合いタクシーの運転手が個別配達するものです。

《運用フロー》



- ①往路 1 便目運行後、旭川営業所で配達荷物を受け取る。受け取った後は JR 東旭川駅から通常運行
- ②乗車待ち、空車時間など運行の合間を利用して配達
- ③配達業務を終えたら、旭川営業所で不在などの未配達荷物を引き渡して業務終了

《開始日》 11 月 1 日(水)

《配達対象エリア》 旭川市米飯地区(「東桜丘」「瑞穂」「米原」「豊田」)、東旭川駅周辺

佐川急便では、新たな配送モードの構築による効率化を目指すと共に、地域活性化に貢献できる取り組みを積極的に進めていきます。

*SG ホールディングスグループ

純粋持株会社 SG ホールディングス株式会社(本社:京都市南区、代表取締役会長:栗和田榮一)と、その傘下にある佐川急便株式会社をはじめとした事業会社・外郭団体で構成

報道関係お問い合わせ先 佐川急便(株) 経営企画・広報部 TEL:03-3699-3614 FAX:03-3699-3444
